長岡市選挙管理委員会告示第４２号

公職選挙法による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設の一部を改正する告示を別紙のとおり定めます。

令和８年10月９日

長岡市選挙管理委員会
委員長　鷲　尾　純　一

公職選挙法による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会開催指定施設の一部を改正する告示

公職選挙法による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会開催指定施設（平成16年長岡市選挙管理委員会告示第19号）の一部を次のように改正し、令和８年10月９日から施行する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、次の表の改正後の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正前の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を加えるものとする。

改正後

公職選挙法による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会開催指定施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（平方メートル）
（略）			
長岡市立劇場	長岡市幸町２丁目１番２号	大ホール 小ホール	1,390.00 228.00
長岡リリックホール	長岡市千秋３丁目1356番地６	コンサートホール シアター	846.20 422.50
長岡市千手コミュニティセンター	長岡市西千手２丁目５番１号	フレアホール 集会室１及び集会室２ 集会室３ 集会室４	426.57 92.24 67.96 61.33

改正前

公職選挙法による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会開催指定施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（平方メートル）
（略）			
長岡市立劇場	長岡市幸町２丁目１番２号	大ホール 小ホール	1,390.00 228.00
長岡市千手コミュニティセンター	長岡市西千手２丁目５番１号	フレアホール 集会室１及び集会室２ 集会室３ 集会室４	426.57 92.24 67.96 61.33

		集会室 5 和室 １、和室２及び和室 3	259.45 95.43
（略）			

		集会室 5 和室 １、和室２及び和室 3	259.45 95.43
（略）			